

新居浜市広告掲載基準

1 趣旨

この基準は、新居浜市広告事業実施要綱（平成19年要綱第44号）第4条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

2 広告媒体ごとの基準

この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

3 規制業種又は事業者

次の業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 各種法令に違反しているもの
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類するもの
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条に規定するインターネット異性紹介事業及びこれに類するもの
- (5) 消費者金融に関するもの
- (6) 商品先物取引に関するもの
- (7) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれらに類する取引に関するもの
- (8) 名刺広告に関するもの
- (9) たばこに関するもの
- (10) ギャンブルに関するもの
- (11) 社会問題を起こしている業種や事業者

- (12) 法令等の定めのない医業類似行為を行うもの
- (13) 興信所、探偵事務所及びこれらに類するもの
- (14) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中のもの
- (15) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (16) 市から指名停止措置を受けているもの又は市から不利益処分を受けているもの
- (17) 市税を滞納しているもの
- (18) その他市有資産を広告媒体とする広告に関する業種又は事業者として適当でないと思われるもの

4 掲載基準

次に掲げる(1)から(10)のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 法令及び条例・規則等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

- ① 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
- ② 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
- ③ 法令等に基づく表示方法によらないで表示するもの 等

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

- ① 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定、美化したもの
- ② 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
- ③ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
- ④ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
- ⑤ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの 等

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

- ① 他の者をひぼうし、中傷し、若しくは排斥し、若しくは他の者の名誉若しくは信用を毀損し、若しくは業務を妨害するもの又はそのおそれのあるもの
- ② 人種、性別、心身の障がい等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用した

もの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの 等

(4) 政治性又は宗教性のあるもの

①公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの

(選挙広告を含む。)

②政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの (政党広

告を含む。)

③宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの 等

(5) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの

①個人又は団体の意見広告

②国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張若しくはこれ

らを含むもの 等

(6) 美観風致を害するおそれがあるもの

①色又はデザイン等が景観と著しく違和感があるもの、意味が不明である等公衆
に不快感を起こさせるもの

②自動車等運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫にするおそれがある等、交通
安全を阻害するおそれのあるもの

③その他良好な景観の形成及び風致の維持を害するおそれがあるもの 等

(7) 内容又は責任の所在が不明確なもの

①代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不
明確なもの

②通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、
返品条件等が不明確なもの 等

(8) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの、又は事実を誤認するおそれ
があるもの等、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

①商品・サービスの品質が実際よりも優れている、若しくは事実と相違して競争
業者に関するものよりも優れていると誤認させる表現のもの

②商品・サービスの取引条件が実際よりも有利である、若しくは事実と相違して
競争業者に関するものよりも有利であると誤認させる表現のもの

③二重価格表示において、比較対象価格の内容について適正な表示が行われてい

ないために販売価格が安いと誤認させる表現のもの

- ④商品・サービスが実際には購入できないにもかかわらず、購入できるかのように誤認させる表現のもの
- ⑤国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- ⑥社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威づけようとするもの
- ⑦投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの
- ⑧編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なもの 等

(9) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

- ①水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする
- ②暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- ③残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- ④暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- ⑤ギャンブル等を肯定するもの
- ⑥青少年の人体・精神・教育に有害と思われるもの 等

(10) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと認められるもの

- ①品位を損なう表現のもの
- ②詐欺的なもの又はいわゆる悪徳商法とみなされるもの
- ③射幸心及び投機を著しくあおる表現のもの
- ④債権取立て、示談引受け等に関するもの
- ⑤占い、運勢判断等に関するもの
- ⑥通貨及び郵便切手の複写の使用
- ⑦謝罪、釈明等のもの
- ⑧暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの

- ⑨非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- ⑩デザイン及び色彩が著しくけばけばしく、広告媒体との調和を損なうと認められるもの
- ⑪市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- ⑫その他社会的に不適切なもの

5 WEBページに関する基準

WEBページへの広告に関しては、WEBページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているWEBページの内容についてもこの基準を適用する。

6 業種ごとの基準

広告の掲載内容については、次の各項目に定める業種ごとの基準に留意すること。

(1) 語学教室等

- ①1か月で確実にマスターできる等の安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

(2) 学習塾・予備校等（専門学校を含む。）

- ①合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。
- ②通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。

(3) 外国大学の日本校

- ①当該大学は、日本の学校教育法に定める大学でない旨を明確に表示すること。

(4) 資格講座

- ①民間の講習業者が「労務管理士」等の名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用せず、当該資格が国家資格ではない旨を明確に表示すること。
- ②「行政書士講座」等の講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用せず、当該資格取得には、別に国家試験を受ける必要

がある旨を明確に表示すること。

③資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

④受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

(5) 病院、診療所、助産所

①医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5又は第6条の7及び獣医療法（平成4年法律第46号）第17条を遵守すること。

(6) 施術所（あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復）

①あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条を遵守すること。

(7) 医薬品等

①薬事法（昭和35年法律第145号）第66条から第68条まで並びに医薬品等適正広告基準について（昭和55年10月9日薬発第1339号薬務局長通知）を遵守すること。

(8) いわゆる健康食品、保健機能食品（特定保健用食品、栄養機能食品）、特別用途食品

①医薬品的な効能、効果に関する表示はできない。

②保健機能食品及び特別用途食品については、許可等が行われた範囲内で表示すること。

③食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導に関する指針（ガイドライン）について（平成15年8月29日薬発第0829007号厚生労働省医薬食品局長通知）「第2法第32条の2の規定により禁止される広告等」に該当するものは掲載できない。

(9) 介護老人保健施設

①介護保険法（平成9年法律第123号）第98条を遵守すること。

(10) 有料老人ホーム

①厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、

有料老人ホームの類型及び指定居宅サービスの種類を明示すること。

- ②「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年度公正取引委員会告示第3号）」並びに社団法人全国有料老人ホーム協会「有料老人ホームの広告等に関する表示の基準」に抵触しないこと。

(11) 不動産業

- ①宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第32条から第34条まで並びに「不動産の表示に関する公正競争規約」及び「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」を遵守すること。

(12) 旅行業

- ①旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条の7から第12条の10まで及び「企画旅行に関する広告の表示基準等について」（平成17年2月28日国総旅振第387号）を遵守すること。

(13) 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

- ①本基準の「**3 規制業種又は事業者**」に該当する企業による、規制業種に関連する以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認めるものとする。

